

第2章 薬剤師による医療救護活動

1 活動場所ごとの対応

(一社) 宮城県薬剤師会及び(一社) 宮城県病院薬剤師会との協定等により、災害時に医療救護活動にあたる薬剤師及び被災地域の薬局等における薬剤師の主な業務は以下のとおりであり、およその活動時期は図2-1のとおりになります。

(1) 医薬品集積所での医薬品等の管理

イ 医薬品等の保管・管理

施設内の温度を適切に保つよう、換気等により温度管理対策を講じると共に、以下に留意し、保管・管理します。

- (イ) 品名、数量、同種同薬効薬の有無及び数量の管理
- (ロ) 医療用医薬品・一般用医薬品・医療機器・医療用衛生材料等の別、薬効別及び剤形別等の分類
- (ハ) 有効期間・使用期限の確認・管理
- (ニ) 保存に注意が必要な医薬品等（要冷暗所保存・要防湿）の保管
- (ホ) 取り扱いに注意が必要な医薬品（向精神薬及び毒薬・劇薬等）は他の医薬品と分ける等法令に従った保管
- (ヘ) 医薬品を使用するために不可欠な資材及び補助剤（注射器、輸液セット及び吸入アダプター等）は医薬品の供給の際に添付漏れがないよう医薬品に隣接して保管

ロ 医薬品等の受払

医薬品集積所は、以下のとおりに薬務課等の指示を受け、支援物資（医薬品等）の受入れ、仕分け、保管管理及び供給を行います。

- (イ) 保健医療福祉調整本部等の指示による供給
- (ロ) 求められた医薬品がない場合の代替薬の提案
- (ハ) 不足が予想される医薬品等については県災害薬事コーディネーター等を通した薬務課等への確保要請
- (ニ) 受け入れ及び供給の記録
- (ホ) 向精神薬等特に注意を要する医薬品の在庫確認及び適正な管理

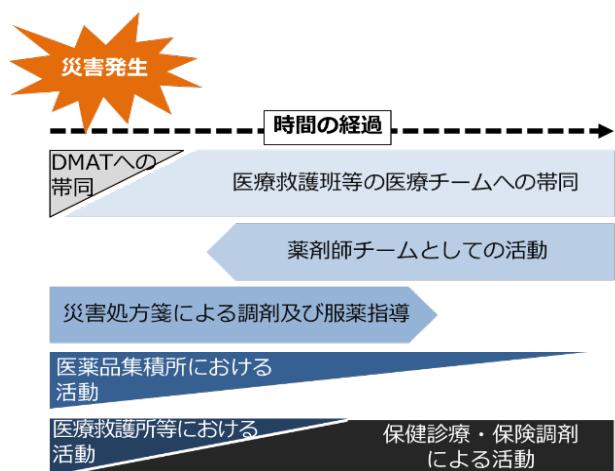
ハ 支援医薬品等一覧リストの定期的な作成・報告

(2) 医療救護所等での医薬品等の管理、調剤及び服薬指導

医療救護所等（モバイルファーマシー又は医療救護班の活動拠点での医薬品等定数保管場所を含む）において、以下のとおりに医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行います。

イ 活動準備

- (イ) 前任の医療チーム及び活動場所の責任者（管理者）と打合せを実施
- (ロ) 電気、水道及びガス等のライフラインの状況の確認並びにライフラインの状況に応じた医薬品等の保管・管理方法の検討
- (ハ) 現地での医薬品等の補給方法の確認
- (ニ) 現地での他の医療チームの活動状況の把握及び薬剤師同士の連携
- (ホ) 地域薬局の開局状況の確認及び連携強化並びに連携した活動の積極的な実施
- (ヘ) 近隣医療機関の診療状況及び薬局の開局状況確認並びに積極的な支援
- (ト) 処方箋の応需可能な近隣薬局の所在確認



▲図2-1 薬剤師による医療救護活動時期イメージ

□ 主な業務

(イ) 医薬品等の在庫管理等

- 医療救護所内における医薬品等の保管場所及び調剤場所の確保
- 医薬品を管理しやすいよう分類するとともに一覧表及び棚表を配置
- 医薬品等ごとの適切な保管のための環境整備（要冷暗所保存、毒薬・劇薬及び向精神薬等）
- 調剤場所への調剤物品の配置及び衛生的な環境の整備
- 医薬品等の保管場所及び調剤場所に係者以外が立ち入ることのないよう整備
- 調剤した医薬品及び補充した医薬品等の日別集計及び記録の作成
- 医療救護所内の医薬品等の種類・数量の把握
- 不足が予測される等補充が必要な医薬品等のリスト（品名・数量）の作成及び補充の手配

(ロ) 医薬品等使用に関する医師や看護師等への情報提供

- 医療救護所の限られた医薬品での最良の処方・治療のため医療救護所内の医薬品の在庫把握及び使用できる同種同効薬の医師への選択・提案
- 在庫医薬品等の整理・把握及び医師等への情報提供

(ハ) 患者の使用薬等の聞き取り、医薬品等の鑑別・特定及びお薬手帳の活用

- 医療救護所での診察前に被災者から平時に使用している使用薬等を聞き取り、医薬品等の鑑別・特定を行うことでお薬手帳への医薬品名等を記載
(これにより、医師は効率的な診療を行うことができ、多くの患者の診察が可能となります。)
- アレルギー歴及び副作用歴等の確認並びにお薬手帳への記載（過去の薬剤服用歴が確認できない場合）
- アレルギー歴及び副作用歴等とともに医療救護所等で調剤・交付した薬剤名等をお薬手帳に記載し、他の医療救護班又は医療機関での診察時にお薬手帳をの提示を推奨

(二) 調剤及び服薬指導

- 医療救護所の医師が発行する災害処方箋に基づく医薬品の調剤
(在庫がない場合は医師との相談により同種薬効薬又は代替薬の調剤)
- 医療救護所等で調剤・交付した薬剤名等を災害用緊急薬袋（お薬手帳があれば手帳にも）に記載し、継続して医療機関等を受診する場合は、災害用緊急薬袋又はお薬手帳を医師に提示するよう指導
- 医薬品交付時に患者又は代理人への服薬指導
※特に、普段服用している医薬品と異なる医薬品（同種同効薬等）を交付する場合は、十分に説明を行い、患者の理解を得るよう努める。また、糖尿病患者や喘息患者等への服薬指導は慎重に行う。
- 一般用医薬品のうち、殺菌消毒薬及び含嗽薬等医療用に転用可能な医薬品について、医療救護所の医療用医薬品需給状況の勘案による医療救護班の救護活動への優先的利用の実施（医療用衛生材料も同様）
- 一般用医薬品の交付時には患者の申し出等を十分聞いた上で必要最小量を交付し、お薬手帳がある場合は、交付した一般用医薬品名・数量を記載する。

(3) DMA T 及び医療救護班等の医療チームへの帯同

DMA T 及び医療救護班等の医療チームが円滑に活動できるよう、必要に応じ医療チームの一員として薬剤師が帯同し、以下のとおりに医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行います。

イ 巡回診療用の医薬品等及び調剤用資材の準備

ロ 前項（2）ロ同様に、情報提供、聞き取り、調剤及び服薬指導を実施

ハ 医療救護班等の会議への参加による状況把握

(4) 薬剤師チームによる医療救護活動

薬剤師チームとは、避難所を中心として下記イから二のとおりに活動する薬剤師により構成されるチ

ームであり、災害救助法が適用になった場合は、同法に基づく救護班の一つとなります。これらチームの派遣先については、地域災害薬事コーディネーターを含む地域保健医療福祉連絡会議内での議論の上で調整され、地域災害薬事コーディネーターが地域保健医療福祉調整本部事務局に報告します。

医療救護班又は保健師チームから薬剤師チームへ協力要請があった場合には、対応可能な業務内容等を勘案の上、関係機関との緊密な連携を図り、医療救護活動への支援を行います。チームは、医療救護活動の他にも、下記ニのとおり公衆衛生活動に従事します。

イ 活動準備

- (イ) 避難所で活動を行う場合は、避難所の責任者（管理者）と十分に打合せを行い、注意事項、ニーズ及び他の支援チームの有無を把握した上で活動を開始する。
- (ロ) 一般用医薬品・医療用衛生材料が避難所にて在庫されている場合は、保管管理・交付・相談場所を確保するとともに、一般用医薬品・医療用衛生材料を交付しやすいように分類し、避難者が直接手に取ることが出来ない場所に保管する。

ロ 巡回・服薬指導

- (イ) 薬剤師チームは、避難所の規模や設置場所によって、避難所を定期的に巡回するとともに、避難所の被災者の服薬状況を調査し、必要に応じて服薬指導を実施する。
- (ロ) 医薬品等に関する相談に積極的に応じ、医薬品等の交付が必要と思われる患者に対しては、医療救護所等への受診勧奨等適切に指導する。
- (ハ) 避難所で不足している医薬品等があると思われる場合は、市町村等を通じて供給を要請する。

ハ セルフメディケーション支援

- (イ) 被災者のセルフメディケーション支援のため、医薬品等のみならず健康及び食事に関する相談を受け、アドバイスを実施する。
- (ロ) 医薬品集積所から供給される等により、避難所で一般用医薬品が在庫されており、医師の診断・治療を必要としない軽症患者から一般用医薬品の供給の要請があり、当該医薬品を供給する場合、患者の申し出等を十分に聞いた上で、必要最小量を交付する。また、使用方法を指導し、お薬手帳がある場合は、交付した医薬品名・数量を記載する。
- (ハ) 避難所生活の長期化の影響に伴う、栄養バランスの悪化及び運動不足等に対し、総合ビタミン剤の供給及び運動の励行等生活面を指導する。（被災地で栄養・食生活の支援活動を行う日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）が活動している場合には適宜連携する。）
- (ニ) 避難所生活者に共通して発生する健康上の問題等に備えて、生活者向けの健康教室等を開催し、健康意識の向上により健康増進を奨励する。
- (ホ) 避難所生活者の要介護等健康上の問題が見られた場合は、関連する他のチームを紹介する。
- (ヘ) 避難所生活者の健康上の要望など、気付いたことを積極的に避難所責任者あてミーティング等で報告するとともに、改善について提案する。

二 公衆衛生活動

医療救護活動のほか、市町村が行う避難所の管理について連携し、トイレ及びごみ保管場所の消毒、飲料水道の衛生管理並びに害虫駆除及び感染症予防等のための助言・指導を行います。（詳細は「宮県災害時公衆衛生活動ガイドライン」（令和5年6月改定）を参照願います。）

（5） 薬局等における災害処方箋による調剤及び服薬指導

薬局等が医療救護所等において医師が発行した災害処方箋を応需した場合は、薬局等において調剤及び服薬指導等を実施します。災害処方箋は、保険調剤の対象とならないことに留意してください。

なお、災害処方箋による調剤及びお薬手帳の活用については、第7章（p 31）を参照するとともに、災害処方箋に係る費用請求のために想定される通知案（第11章 p 99）を参考に、災害処方箋等による調剤実績の取りまとめにもあらかじめ留意してください。

（6） 医療機関及び薬局等での保険調剤

医療機関及び薬局等において保険調剤に従事する薬剤師が不足している場合、国から発出される通知により、必要に応じ、医療機関及び薬局からの派遣要請（p 40様式4）に基づき、地域保健医療福祉調

整本部事務局が地域災害薬事コーディネーターと連携しながら調整を行います。また、健康保険証がなくとも患者が医療機関及び薬局等を利用できるよう、災害時の医薬品の交付等について、特別措置が講じられることがある点に留意してください。

被災地の薬局において想定される対応は以下のとおりです。

イ 支援薬剤師の受け入れ調整

過去の大規模災害時には、国から、被災地の薬局に対する薬剤師応援業務に際して、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく変更届及び兼務許可の省略に関する通知が発出されました。（p 53⑨）また、薬局の営業時間を変更する場合若しくは薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の数等を変更する場合においても、変更届を省略して差し支えない旨の通知も発出されました。（p 53⑩）支援薬剤師の受け入れ時には、国の通知をその都度確認してください。

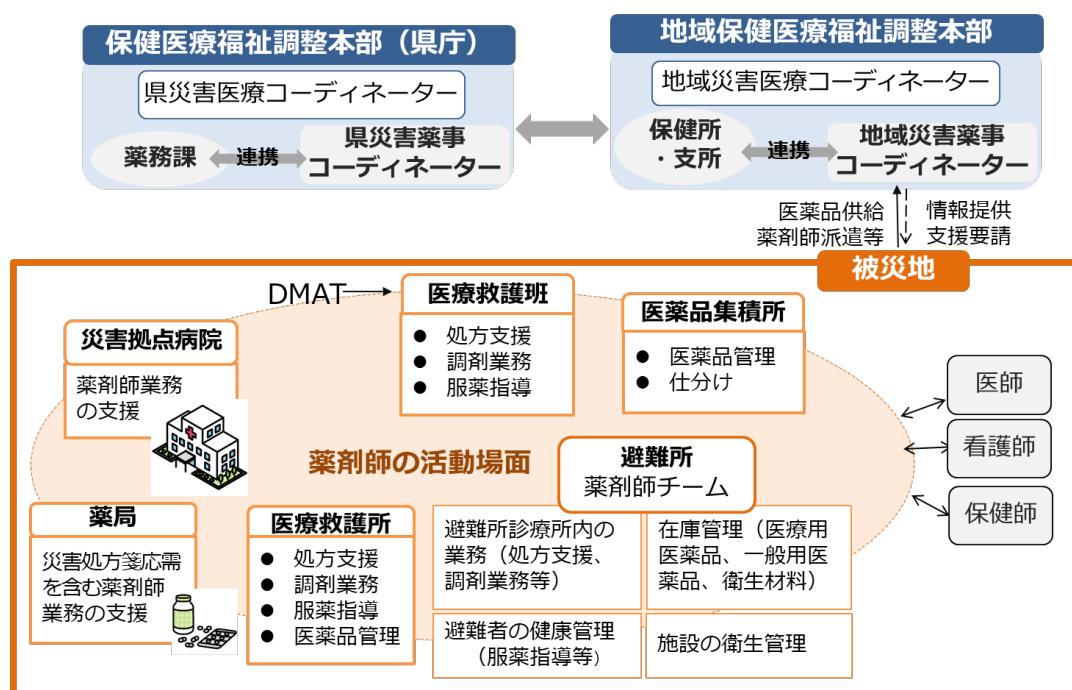
ロ 仮設薬局の開設

過去の大規模災害時には、国から、薬局等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設薬局等」という。）において調剤等を行う場合、当該仮設薬局等と全半壊等した保険薬局等との継続性が認められる場合については、仮設薬局等において保険調剤として取り扱って差し支えない旨の通知が発出されました。（p 47②）具体的な対応に当たっては、県及び（一社）宮城県薬剤師会等による通知をその都度確認してください。

ハ 医薬品の取り扱い

過去の大規模災害時には、国から、交通の遮断又は近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由により、医師の診療を受けることができない場合、お薬手帳又は薬袋等で処方内容が確認できれば、処方箋がない場合でも医薬品の受け渡しが可能となる旨の通知が発出されました。（p 50⑤）ただし、麻薬及び向精神薬の取り扱いについては、医師への連絡等が必要となること等に留意してください。（p 58～59⑯～⑰）

上記（1）から（6）と県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの関係をまとめると、以下図2-2のとおりになります。



※保健医療福祉調整本部及び地域保健医療福祉調整本部体制の詳細は、p9に記載のとおりであり、本図は災害薬事コーディネーターと災害時の薬剤師業務を中心にまとめた図となります。

▲ 図2-2 被災地で活動する薬剤師の業務と災害薬事コーディネーターのイメージ

2 活動終了・引継ぎ

救援活動を後任者に引き継ぐときは、以下の点に留意しながら、それまでの救援活動の内容を後任者に分かるように記録に残すことが重要です。また、医療救護活動終了後の余剰医薬品等については、後任者に説明して引き継ぐか、又は、携行した者が責任をもって持ち帰ることとし、放置されることのないよう留意する必要があります。

- (1) 活動終了時の医薬品等の在庫を明確にし、医薬品等の種類・数量を記載したリストを作成する。
- (2) 救護活動を他の医療チームに引き継ぐ場合は、救護状況及び使用医薬品等の状況を正確に報告する。
- (3) 他の医療チームに残薬を譲渡する場合は、医薬品等リストを添えて譲渡する。
- (4) 救護活動を行う際に連携を取っていた現地指揮者及び支援元（例：（一社）宮城県薬剤師会又は（一社）宮城県病院薬剤師会等）への活動終了の連絡

3 災害救助法の適用対象業務

(1) 災害救助法の適用及び医療に関する救助

イ 災害時の被災者の救助は、災害対策基本法及び地方自治法等により、まず市町村が行うこととなっていますが、大規模災害等の災害救助法の適用条件に該当する場合は、同法に基づく災害救助が実施されます。

ロ 災害救助の実施者は知事で、仙台市の区域内は仙台市長も実施者になります。また、災害の状況に応じ、知事が市町村長に実施の委任を行うことで、市町村長も実施者となります。

ハ 災害救助における「医療」は、「災害のため医療の途を失った者に対する救護班による応急的な医療の実施」となります。この医療の範囲は以下のとおりです。

- (イ) 診療
- (ロ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ハ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (ニ) 病院又は診療所への収容
- (ホ) 看護

ニ 予防及び防疫上の措置については、避難所生活が相当長期にわたっている場合で、予防的又は防疫上の措置が必要と認められる場合に、避難所に限り「医療」として認められます。

ホ 重篤な救急患者等について、救護班で可能な応急対応をした後、速やかに対応可能な病院又は診療所に輸送した場合には、応急対応は「医療」、また、輸送については「応急救助のための輸送」として整理されます。

なお、輸送後の医療については、命に関わるような急迫した場合を除き、対象になりません。

ヘ 薬剤師を含む救護班のスタッフの雇上費及び薬局で災害処方箋の調剤等を行った労務費については「賃金職員等雇上費」として、また、旅費については「救助事務費」として整理されます。

ト 「医療」の実施期間は災害発生の日から14日以内ですが、被災の規模及び応急復旧の状況により延長される場合があります。

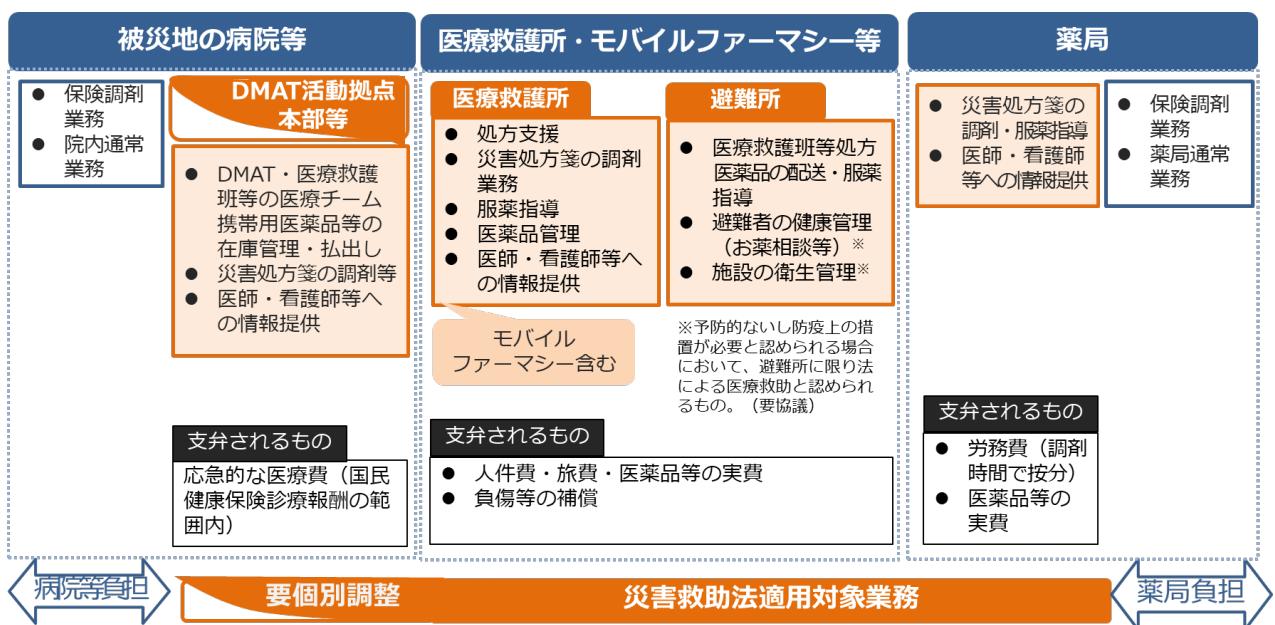
(2) 薬剤師が従事する災害救助の費用

イ (1)を満たした上で、被害時に被災地で医療救護班等のスタッフとして従事する薬剤師の主な業務のうち、災害救助法による費用負担となる業務は、災害対応業務に該当する図2-3の網掛け部が対象となります。

ロ 保険診療等、他に調剤の手段がある場合は対象になりません。

ハ 対象は、「災害のため医療の途を失った者」に対してであり、被災者が金銭を保有しているか否かは問いません。

ニ 求償する際に必要な帳簿書式は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」を参照してください。



▲図2－3 災害救助法適用対象となる薬剤師の主な業務範囲